

■ 4条1項11号

不服 2023-021193

<本願商標>

「G r o w S h i p」(標準文字)

第35類「インターネットを利用したコミュニティサイト事業の管理及び運営並びにこれらに関するコンサルティング及び情報の提供, インターネットによりデータベースを利用させる事業の管理, インターネット上におけるオークションの運営並びにこれらに関する情報の提供, 電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作並びにこれらに関する情報の提供, 広告業並びにこれらに関する情報の提供, インターネット広告並びにこれらに関する情報の提供, 資金援助契約のあっせんを通じて行われる事業の管理又は運営, ローカル及びグローバルコンピュータネットワークを介した商取引の促進に関連した事業の支援, 消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供, 商品の売買契約の代理・媒介・仲介・取次ぎ又は代行並びにこれらに関する情報の提供, 商品の販売に関する情報の提供, セミナー・分科会・講演会・授業の企画・運営又は開催に関する事業の支援又は指導, 商業又は広告のための博覧会の運営並びにこれらに関する情報の提供・・・他」及び第42類の指定役務

※補正後の指定役務

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「g l o w s h i p」(標準文字)

第35類「職業のあっせん, 人材募集, 求人情報の提供, 他人のための履歴書の作成, マーケティング, 広告場所の貸与, インターネットによる広告, 屋外広告物による広告, 広告の代理, 広告業, トレーディングスタンプの発行, ウェブサイト経由による事業に関する情報の提供, 会社のための管理業務の代行, 企業の人事管理のための適性検査, 人事管理に関する指導及び助言, 統計の編集, 経営の診断又は経営に関する助言, 事業の管理, 市場調査又は分析, 商品の販売に関する情報の提供, 輸出入に関する事務の代理又は代行, 商業用又は広告用情報の索引の編集, コンピュータデータベースへの情報編集, 書類の複製, 文書又は磁気テープのファイリング, 建築物における来訪者の受付及び案内, 広

告用具の貸与、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供・・・他」
及び第9類、第41類、第42類の指定商品・指定役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標法第4条第1項第11号該当性について

(1) 本願商標について

本願商標は、「G r o w S h i p」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「グローシップ」の称呼が生じるものである。

また、当該文字は辞書等に載録されている既成の語ではなく、本願商標の指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、本願商標からは、「グローシップ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「g l o w s h i p」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「グローシップ」の称呼が生じるものである。

また、当該文字は辞書等に載録されている既成の語ではなく、引用商標の指定商品及び指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、引用商標からは、「グローシップ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記(1)及び上記(2)のとおり構成からなるところ、外観において、両商標は、2文字目の「r」と「l」の欧文字に差異があり、また、1文字目と5文字目が大文字と小文字の差異を有するものの、他の文字はすべて同じつづりからなるものであり、かつ、両者の書体はいずれも一般的なものであることからすれば、両者は外観上、近似した印象を与えるというのが相当である。

そして、称呼において、両者は、「グローシップ」の称呼を同一にするものである。

また、観念において、両者はいずれも特定の観念が生じないから比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観において類似し、称呼を同一にするものであるから、これらの外観及び称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、全体的に考察すれば、両者は互いに紛れるおそれのある類似の商標というべきである。

(4) 本願商標の指定役務と引用商標の指定商品及び指定役務との類否について

(中略)

※両商標の指定役務は類似する

(5) 小括

以上より、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定役務も引用商標の指定役務と同一又は類似の役務であるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、IT業界の需要者及び一般消費者の取引の実情を前提に考察すると、本願商標からは「成長する船」なる観念を生じ、引用商標からは「輝く船」なる観念を生じ、両観念が互いに紛れるおそれはない旨等を主張する。

しかしながら、両商標は、一連で辞書等に載録がある語ではなく、指定役務との関係で特定の意味をもって使用されているものでもないとともに、本願商標は、「Grow」と「Ship」の単語を結合させた造語と、引用商標は、「glow」と「Ship」の単語を結合させた造語と認識される可能性はあるものの、それぞれ「Grow」の語は、「増す、増大する、成長する、生える」等の複数の意味を有し、「Ship」の語は、「船、送る、輸送する、出荷する」等の複数の意味を有し、「glow」の語は、「白熱して輝く、光を放つ、紅潮する」(ここまで「ジーニアス英和辞典第6版」株式会社大修館書店)等の複数の意味を有する語であって、両商標からは直ちに特定の観念が生じるということとはできないから、上記1のとおり、本願商標と引用商標は観念において比較できないものであり、両者が観念において互いに紛れるおそれがないとまではいえない。

(2) 請求人は、他の登録例、審決例を挙げて、本願商標と引用商標とは非類似の商標である旨主張する。

しかしながら、商標の類否の判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、それらの登録例、審決例は、商標の具体的構成等において本願とは事案を異にするものであり、本願商標と引用商標の類否については、上記1（3）においてした判断のとおりであるから、それらの登録例、審決例をもってその判断が左右されることはない。

(3) したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**GrowShip**」と引用商標「**glowship**」は、観念において比較できないとしても、外観において類似し、称呼を同一にするものであるから、これらの外観及び称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、全体的に考察すれば、両者は互いに紛れるおそれのある類似の商標というべきである、と判断されました。

原則的・伝統的な商標の類否判断手法に基づけば、両商標が類似と判断された点に何ら違和感はありません。本事件の争点は、両商標を総合的な観点で考察した場合であっても、類似といえるかどうかという点でしょう。

過去の審決では、商標「**BLINK**」と商標「**BRINK**」が非類似と判断された事件（**不服 2015-650034**）や、商標「**BRING（下線付き）**」と商標「**BLING**」が非類似と判断された事件（**不服 2021-003350**）等もあることから、請求人は、本事件でも両商標が非類似と判断されることを期待したのかもしれませんが。

しかしながら、本審決では、これらの事件とは異なり、両商標は外観においても近似した印象を与えるとした上で、総合的な観点で考察した場合であっても商標全体として類似すると判断されました。この点、やはり両商標に「**Ship（ship）**」の語が付いていることで、商標全体としての共通要素が多くなっている点や、造語として理解・認識されやすいであろうという点が、少なからず影響しているものと思われます。

なお、請求人は、商標「**CROWDSHIP**」も出願しており、こちらも商標「**CLOUDSHIP**」が引用され、拒絶査定不服審判で類似性を争ったものの、本事件と同様に、両商標は類似すると判断されております（**不服 2023-021190**）。

「CROWD」と「CLOUD」の違いがあれば、ともに「SHIP」が付いていても、それなりに外観上の印象が異なる気がしますし、全体としての観念が生じ得るようにも思えますが、審決ではいずれも否定的な判断がなされています。個人的には、こちらの事件については、最近の審決の判断にしては少々厳しい印象があります。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年9月9日 >